

日本家庭科教育学会地区会代表者選出内規

- 1 . 地区会代表者は各地区会 2 名とする。
- 2 . 地区会代表者は、毎年、地区会において選出する。
- 3 . 選出された地区会代表者 2 名を、地区会長は 5 月末日までに理事会に報告し、さらに総会で報告する。
- 4 . 地区会代表者は理事を兼ねることはできない。ただし、地区会会長、地区会副会長を兼ねることはできる。
- 5 . 地区会代表者会議は、会長が召集し、副会長が議長を務める。

附則

本内規は 2007 年 12 月 1 日の 2007 年度第 1 回地区会代表者会議の議を経て、2008 年 5 月 24 日の 2007 年度第 4 回理事会において制定し、ただちに施行する。